

現在の位置 千葉県佐倉市公式ウェブサイト > 組織から探す > 契約検査課 > 入札・契約制度
> 建設工事の入札における入札金額内訳書の記載内容の変更について

建設工事の入札における入札金額内訳書の記載内容の変更について

いいね! シェアする X ポスト

更新日: 2025年12月23日

ページ番号: 21217

建設工事の入札における入札金額内訳書の記載内容の変更について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入札契約適正化法）において、公共工事の入札にあたっては、入札金額に係る内訳書の提出が必須とされています。令和6年6月14日に公布された建設業法等の一部を改正する法律により、入札契約適正化法が改正され、「材料費・労務費及び当該公共工事に従事する労働以降による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費」を記載した内訳書を提出することが義務化されました。今般、上記改正法が令和7年12月12日に施行され、入札の際に提出が必要となる内訳書の内容について、以下の経費を記載するものに変更しましたので、お知らせします。

内訳書に記載すべき内容

1. 材料費
2. 労務費
3. 法定福利費の事業主負担額
4. 安全衛生経費
5. 建設業退職金共済制度の掛金

※以下の「入札金額内訳書参考様式」の赤字部分の記載が必要となります。

※詳細については、国土交通省ホームページ「労務費ダンプを防止するための公共発注者向けガイドライン」の12～14頁を参照ください。（本ページ下部のリンクから、確認いただけます。）

本市における運用について

以下の「入札金額内訳書参考様式」を参考にして、入札金額内訳書を作成し、入札時に提出してください。なお、新しい参考様式については、令和8年1月1日以降に公告する工事の公告文や事業説明書等と併せて、ちば電子調達システム内の入札情報サービスから取得いただけます。

 [入札金額内訳書参考様式（土木関係）](#)（PDFファイル: 27.5KB）

 [入札金額内訳書参考様式（営繕関係）](#)（PDFファイル: 36.9KB）

適用時期

令和8年1月1日以降に公告する工事から適用します。令和7年12月31日以前に公告されている工事については、従前のとおりとします。

なお、**当面の間は、当該項目の記載がない場合でも即時無効とはなりません。**

ただし、今後については、一定の周知期間を設けた後に無効とする措置を講じることとしますので、適用日については改めて市ホームページにおいてお知らせします。

佐倉市入札金額内訳書取扱事務要領

 [佐倉市入札金額内訳書取扱事務要領](#)（PDFファイル: 85.0KB）

令和7年12月12日改正

キーワードで探す

Google 提供

ページ番号で探す

ページ番号を入力してください。

入札・契約制度

[入札、契約事務に関する基準](#) →

[入札、契約に関する様式等](#) →

[標準契約書書式](#) →

[佐倉市の入札契約に関する経緯](#) →

[佐倉市の談合防止に関する取り組み](#) →

[佐倉市入札監視委員会](#) →

[随意契約](#) →

[建設工事における専任技術者の取扱いについて](#) →

[建設工事における社会保険等未加入建設業者との一次下請契約の禁止について](#) →

[建設工事請負契約書のスライド条項について](#) →

[建設業退職金共済制度（建退共制度）について](#) →

[技術者等の直接的かつ恒常的雇用関係の確認方法について](#) →

[総合評価方式制限付き一般競争入札における主任（監理）技術者の保有資格の対象区分について](#) →

[建設工事の入札における入札金額内訳書の記載内容の変更について](#) →

 参照：国土交通省ホームページ

 [公共工事の発注における入札金額の内訳について](#)

 [労務費ダンプを防止するための公共発注者向けガイドライン](#)



**この記事に関する
お問い合わせ先**

[財政部]契約検査課(契約班)

〒285-8501千葉県佐倉市海隣寺町9-7番地

電話番号:043-484-6111

ファクス:043-486-1919

[メールフォームによるお問い合わせ](#)